

5-① 都市計画法42条「予定建築物等以外の建築等許可」
「既存の建築物の用途の変更等」添付書類

書類名		留意事項（よくある補正事項など）	チェック
1	申請書	・宛名は「杉戸町長」とする	
2	委任状	・代理人による申請の場合に添付	
3	理由書		
4	土地登記簿謄本（土地全部事項証明書）	・法務局発行のもの ・申請時前6か月以内のもの	
5	土地・工作物の所有者の同意書		
6	土地・工作物の所有者の印鑑証明書	・登記簿謄本と印鑑証明の住所が違えば、転居がわかるもの（住民票等）も添付	
7	工場に関する報告書（調書）	・申請に係る建築物が工場の場合に添付	
8	申請地現況写真	・撮影方向を図示（現況図等） ・区域の朱囲い	
9	都市計画図	・区域の朱囲い ・方位、縮尺を記入	
10	公図の写し	・法務局発行のもの ・区域の朱囲い	
11	土地利用計画図	・予定建築物の配置と用途を記入 ・接する道路の種類（例：町道〇〇〇号線（42-1-1））と幅員を記入 ・区域の朱囲い ・方位、縮尺を記入	
12	排水施設計画平面図	・設置する樹の位置・大きさ、配管の位置・太さを図示 ・区域の朱囲い ・方位、縮尺を記入 ・水の流れの方向を記入 ・貯留施設を複数設置する場合などは、排水区域の区域界を記入	
13	給水施設計画平面図		
14	排水施設の構造図	・最終樹、雨水浸透樹、インバート樹等 ・泥溜め高さ（150mm以上）を記入（最終樹は200mm以上） ・道路側溝、水路等に放流する場合は接続断面図	
15	雨水及び汚水流量計算書	・自己居住用の住宅の場合は不要	
16	放流許可書の写し		
17	開発行為許可通知書	・前回許可をとったもの	
18	従前の土地利用計画図	・前回の開発許可に添付されていたもの	
19	道路占用許可書、水路占用許可書等の写し		
20	その他許可権者が必要と認める書類		

審査項目	標準添付書類	
既存の建築物は開発工事完了後20年又は5年を経過していること。	既存建築物の登記簿謄本 資産証明書等	
既存の建築物の敷地と同一の敷地において行われること。	既存建築物の建築確認通知書の写し等	
開発工事完了後20年未満の建築物の現在の使用者が破産その他の事由を有すること	破産宣告書の写し 転勤証明書 所得証明書 理由書等	